

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成24年7月20日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社 イオンリテール
代表取締役 村井 正平
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン伏見店
京都市伏見区御堂前町616番地

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	開店時刻 8:00 <年間31日（年末年始、盆、ゴールデンウィーク等） その他は9:00>	開店時刻 7:00

変更事項	変更前	変更後
②来客が駐車場を利用することができ る時間帯	第1駐車場 9:00～20:00 第2駐車場 9:00～19:30 第4駐車場 9:00～19:00 第5駐車場 7:30～22:00	第1駐車場 9:00～20:00 第2駐車場 9:00～19:30 第4駐車場 9:00～19:00 第5駐車場 6:30～22:00
③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる 時間帯	6:30～20:00	6:00～20:00

(3) 変更年月日

平成24年7月1日

3 届出年月日

平成24年6月29日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成24年7月20日(金)から平成24年11月21日(水)まで(日

曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成24年11月21日(水)

(産業観光局商工部商業振興課)